役員等の報酬等並びに費用弁償に関する規程

（目的及び意義）

第１条　この規程は、社会福祉法人ひよし福祉会（以下「法人」という。）の定款第９条及び第 23 条の規定に基づき、この法人の評議員、理事及び監事の報酬等並びに費用弁償に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（定義等）

第２条　この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

（１）役員とは、理事及び監事をいう。

（２）役員等とは、評議員、理事及び監事をいう。

（３）常勤役員とは、役員のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。

（４）非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。

（５）報酬等とは、社会福祉法第４５条の３４第１項第３号に定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする。

（６）費用とは、職務遂行に伴い発生する旅費（交通費、宿泊費を含む。）及び手数料等の経費であって、報酬等とは明確に区分されるものとする。

（報酬等の支給）

第３条　役員等に対して支給する報酬等は、役員等に対して、評議員会、理事会、行政庁監査又は研修会（以下「会議等」という。）への出席に係る職務執行の対価として、報酬を支給する。

２　監事には、前項のほか、監査に係る職務執行の対価として、報酬を支給する。

３　第１項の規定にかかわらず、常勤役員で職員としての立場を有する者に対しては、報酬は支給しない。

（報酬の額の決定）

第４条　評議員には、定款第９条で定める金額の範囲内で、理事、監事には定款第 23 条で定める金額の範囲内で報酬を支給する。

２　全理事の報酬総額は、年間 40 万円以内とする。

３　全監事の報酬総額は、年間 30 万円以内とする。

４　役員等の報酬の額は、別表第１に定めるとおりとする。

（報酬の支給方法及び支給日）

第５条　報酬は、別表第１の金額を、各役員の指定する金融口座に会議のあった翌月 10 日に振り込むこととする。

（費　用）

第６条　役員等に支払う旅費は、法人旅費支給規程に定めた額とする。

２　役員等がその職務の遂行にあたって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては、前もって支払うものとする。

（公　表）

第７条　この法人は、この規程をもって、社会福祉法第５９条の２第１項第２号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

（改　廃）

第８条　この規程の改廃は、評議員会の決議によって行なう。

（補　足）

第９条　この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、理事長が別に定めるものとする。

附　則

この規程は、平成 29 年 6 月 24 日から施行し、平成 29 年 4 月 1 日から適用する。

この規程は、令和 2 年 6 月 14 日から施行する。

この規程は、令和 3 年 6 月 20 日から施行し、令和 3 年 4 月 1 日から適用する。

この規程は、令和 7 年 8 月 7 日から施行する。

この規程は、令和 8 年 1 月 7 日から施行する。

この規程は、令和 8 年 6 月 21 日から施行する。

別表第１　役員等の報酬の額（第４条第４項関係）

役職名	報酬の額
評議員	会議等への出席の都度：１人一律　10,000 円（源泉税含）
常勤役員	該当者なし（職員としての給与が支給される者を除く。）
非常勤役員	会議等への出席の都度：１人一律　10,000 円（源泉税含）
監事	監査・会議等への出席の都度：１人一律　10,000 円（源泉税含）
役員退職慰労金	退任時：１人 10,000 円